



ようこそ！ もの忘れ外来へ

道路交通法改正で75歳以上の高齢者の免許更新はどうなるのか

平成29年3月12日に道路交通法の改正が行われます。図1に今回変更される75歳以上の高齢者の運転免許更新の流れを示しました。70歳から75歳未満ではまず高齢者講習を受講し受講終了証を得てから運転免許更新の手続きとなるのですが、75歳以上では、最初に講習予備検査（認知機能検査）を受けることが義務づけられたことが大きな違いです。この検査は公安委員会などが指定した自動車学校などで受検することになります。認知機能検査によって第1分類（記憶・判断力が低くなっている者）、第2分類（記憶・判断力が少し低くなっている者）、第3分類（記憶・判断力に心配ない者）のいずれかに判定されます。第1もしくは第2分類と判定された方は3時間の高齢者講習、第3分類は2時間の講習を受けた後に、更新の申請と運転免許証の交付となります。

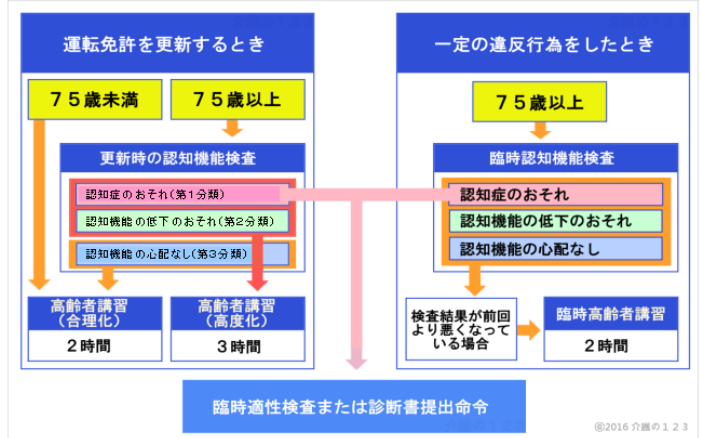
その後、第1分類と判定された者は、医師の診断書提出か適性検査の受検が義務づけられます。これまでは更新時の認知機能検査で認知症が疑われても、違反や事故がなければ医師の診察や診断書の提出は必要ありませんでした。

さらに、今回の改正では第2分類ならびに第3分類と判定された方も、免許更新後に特定の交通違反を犯した場合には、再度認知機能検査（講習予備検査）を受検しなければならず、1カ月以内の受検が義務づけられています。表2に認知機能検査を受けなければならない交通違反（基準行為）を示しました。

医師の診断によって認知症と診断された場合には免許は更新されません。次回は今回の改正によって、認知症あるいは認知機能低下と診断された場合の更新手続きの取扱いについて説明します。

【図1】

75歳以上の高齢者の運転免許の更新・違反行為時の検査



【表2】

臨時認知機能検査を義務づけられる基準行為(交通違反)

臨時認知機能検査を義務づけられる基準行為(交通違反)

- 一時不停止
- 信号無視
- 通行禁止違反(一方通行の道路を逆から通行するなど)
- 通行区分違反(逆走や歩道の通行など)
- 安全運転義務違反(わき見や操作ミスなど)
- 一時停止をしないなどの踏切での違反
- 黄線を越えてレーンを変更する違反
- 指定通行区分違反(右折レーンから直進するなど)
- 横断歩道で一時停止をせず歩行者の横断を妨害
- 横断歩道のない交差点で歩行者の横断を妨害
- 交差する優先道路の車の通行を妨害
- 交差点での優先車妨害(対向車の直進を妨げて右折するなど)
- 合図不履行(右左折などでウインカーを出さない)
- 横断等禁止違反(禁止場所で転回するなど)
- 交差点で右左折する際の方法的違反(徐行せず左折するなど)
- 徐行すべき場所で徐行しない違反
- 環状交差点内の車などの通行を妨害
- 徐行しないなどの環状交差点を通行する際の方法的違反

(川畑信也、プライマリケア医のための認知症診療講座から)

ドクター岡原の今月のひとこと！



認知症の高齢者は同年齢の健康者に比し、2.5～4.7倍自動車事故を起こすリスクが高いことが知られています。認知機能の低下があると事故の危険性が高まることはお分かりいただけると思いますが、認知症でなくても加齢によって認知機能の低下が起こって事故の危険性が高まるのも事実です。

宮崎県には公共交通機関がないか極端に少ない地域も多く、また近くに商店がなくその上身体的な衰えから歩くのが不自由で、車がないと買い物にも行けず暮らしていけないと訴える高齢者の方も多いですね。

高齢者が運転免許を取り上げられる不満や不自由さをなくす地域での取り組みも今後紹介しようと思います。